

平成26年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成26年9月25日(木曜日)

議事日程第5号

平成26年9月25日(木曜日)

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 所管事項調査について  
日程第3 新幹線・交通網対策について  
日程第4 議案第86号  
日程第5 議案第87号から同第89号まで、議案第99号から同第108号まで、  
議案第115号、議案第118号から同第121号まで、陳情第3号、  
発議第7号及び同第8号  
日程第6 議案第90号から同第94号まで、議案第109号及び同第110号  
日程第7 議案第95号から同第98号まで、議案第111号から同第113号まで、  
議案第116号及び同第117号  
日程第8 議案第114号  
日程第9 発議第9号  
日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 所管事項調査について  
日程第3 新幹線・交通網対策について  
日程第4 議案第86号  
日程第5 議案第87号から同第89号まで、議案第99号から同第108号まで、  
議案第115号、議案第118号から同第121号まで、陳情第3号、  
発議第7号及び同第8号  
日程第6 議案第90号から同第94号まで、議案第109号及び同第110号  
日程第7 議案第95号から同第98号まで、議案第111号から同第113号まで、  
議案第116号及び同第117号  
日程第8 議案第114号  
日程第9 発議第9号  
日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	倉又稔君
18番	松尾徹郎君	19番	五十嵐健一郎君
20番	古畑浩一君		

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田徹君	副市	長	織田義夫君
総務部	長	金子裕彦君	市民部	長	吉岡正史君
産業部	長	加藤政栄君	総務課	長	田原秀夫君
企画財政課	長	斉藤隆一君	能生事務所	長	原郁夫君
青海事務所	長	大瀬信明君	市民課	長	岩崎良之君
環境生活課	長	渡辺勇君	福祉事務所	長	加藤美也子君
健康増進課	長	山本将世君	交流観光課	長	藤田年明君
商工農林水産課	長	斉藤孝君	建設課	長	串橋秀樹君
都市整備課	長	金子晴彦君	会計管理者		横田靖彦君
ガス水道局長		小林忠君	会計課長兼		
教育長		竹田正光君	消防長		大滝正史君
教育委員会	子ども教育課長	渡辺寿敏君	教育次長		伊奈晃君
			教育委員会	子ども課長兼務	
			教育委員会	生涯学習課長補佐	
			中央公民館	長補佐兼務	小島治夫君
			市民図書館	長補佐兼務	
			勤労青少年ホーム	館長補佐兼務	
教育委員会	文化振興課長		監査委員	事務局長	池田正吾君
歴史民俗資料館	長兼務	佐々木繁雄君			
長者ヶ原考古館	長兼務				
農業委員会	事務局長	猪又康久君			

〈事務局出席職員〉

局長 小林 武夫 君 主 査 室 橋 淳 次 君  
主 査 石 崎 健 一 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、古川 昇議員、16番、新保峰孝議員を指名いたします。

次の日程に入る前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。

本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨、また、新幹線・交通網対策特別委員長から、中間報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議では発議第7号として、内閣総理大臣など宛てへの私学助成の増額を求める意見書、発議第8号、県知事宛ての私学助成の増額を求める意見書、及び発議第9号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書の3件が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。これ

を本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査について

+

○議長（樋口英一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告を行います。

総務文教常任委員会では、休会中の9月17日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、市民会館の管理運営方針についてであります。

これにつきましては、現在、改修工事を行っておりますが、工事完了後の運営についてどのようにしていくのか、以前より委員会で協議されていたことでもあります。

行政側としては、直営を含め指定管理者制度に向け、各自治体の管理運営について、現在、調査検討している段階であり、現状についての詳細説明の後、質疑に入りました。

委員より、27年度は直営で行い、28年度から指定管理に移行したいということだが、それに

向けての準備また企画を含めて、今の段階からしっかりと計画を立てていかなければならないと思うが大丈夫かとの質疑に対して、現在、リニューアル工事中であり、今後の体制等については、まだ詳細な協議が必要である。完成後、市民に迷惑をかけないように、ソフト事業、収益事業についても理事者並びに部署内で協議し、経費削減と市民サービスの向上という観点から、指定管理者制度にスムーズに移行できるようにしたいと考えているとの答弁であります。

また、別の委員からは、現在の市民会館の規模で、さまざまな状況を考慮すると、なかなか収益を上げるということは難しいと思う。したがって、指定管理に移行したとしても黒字は困難と考えたほうがよい。

今後の解決策について何か考えているのかとの質疑に対して、確かに文化、芸術において、行政だけでは十分な知識を持っていない。したがって、外部の有識者と連携をとりながら、企画運営委員会、あるいはアドバイザー組織をつくることも必要と考える。また、上越市、妙高市などの会館と連携を図りながら同一の事業をすることなどして、費用を削減できる事業もある。全ての事業を黒字にすることは困難であるが、多額の一般財源を投入することのないよう、連携、協力をしていく必要があると思うとの答弁であります。

その他、今後の運営について、若干の提案、意見も出ております。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、下水道の処理場統合計画（川崎・徳仙・筒石地区）の見直しについてであります。

これらの施設の統合計画については、以前の委員会で説明があったものですが、流入汚水量の変化などさまざまな状況から再検討したところ、より効率的に経費節減をするために変更するもので

あります。

当初の計画では、まず、徳仙処理場を筒石処理場に統合し、その後に、川崎浄化センターを筒石処理場に統合するとしていたものですが、見直しでは、先に川崎処理場を筒石処理場に統合することとし、徳仙処理場については、平成35年度以降に統合、もしくは施設更新することでありました。

委員より、確認程度の質疑はありましたが、見直しの内容について了承しております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、9月12日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

調査項目は、1、産業廃棄物最終処分場について、2、国保税の改定についての2点であります。

当日の日程は、午前9時より、適正化工事が終了した産業廃棄物最終処分場の現地視察を行い、その後、机上調査を行っております。

まず、産業廃棄物最終処分場について委員から、現地は大変きれいになっているが、今後、埋め立てたところは何に利用する予定なのかとの質問に、市では2年間管理を行い、その後、最終処分場でなくなることから、地元の方と利用方法について相談を行いたいと思うが、平らな部分は覆土が50センチと条件が限られることから、地元とよく検討をし、よいものにしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、墓石や石仏の処理はよいと思うが、ガス抜きパイプが上を向き、雨が降ると水が入る。仮設的なガス抜きではなく、コンクリートで巻きたてるなど恒久的な方策をとる必要があるのではないか。また、不適正廃棄物にバッテリーや乾電池などが埋められたことにより莫

大な費用がかかったことや、産業廃棄物最終処分場は今後廃止することなど、広報を通じ市民の皆さんに知ってもらうことも大事ではないかとの質問に、ガス抜きパイプについては、雨や冬期間を考えると改善をしていきたい。また、不適正廃棄物については当初からの経過など、作業が終わった段階で広報等で周知していきたいと思っていると答弁がありました。

次に、国保税の改定については、委員より、特定健診の受診率が約54%と上がっているが、医療費は年々ふえてきた。その原因として、高額医療の件数がふえたということなのかとの質問に対し、特定健診等で早期発見・早期治療を行うことにより、初期の治療費や入院等がふえて来た。原因はまだ分析できていないが、65歳から69歳がふえていることが影響しているようだが、逆に、70歳から74歳が減っている部分もある。今後、詳しく分析していく必要があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、専門家ではないので分析が十分できないところもあるが、年々、負担がふえていくことに対し、どういう方向を目指すのかとの質問に、国民健康保険の加入者にかかわらず、体を動かすことにより健康を維持していくことが第一である。

また、特定健診等いろいろな検診において早期発見・早期治療の中で、短期的には医療費がふえることもあるが、長期的に見ると健康寿命が延び、医療費削減につながっていく。また、国保では現在、全国的にレセプトデータが電子化され、国が基本的な分析のパッケージをつくり、その情報を市町村にいただけるという動きがある。その情報を細かく分析する中で、どのような疾患が当市に多く、どう対応をすればよいのか、資料を見ながら進めたいと思っていると答弁がなされました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．新幹線・交通網対策について

○議長（樋口英一君）

日程第3、新幹線・交通網対策についてを議題といたします。

新幹線・交通網対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長より中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

古畑浩一新幹線・交通網対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑委員長。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより新幹線・交通網対策特別委員会委員長報告を行わせていただきます。

去る8月19日及び9月1日に委員会を開催し、全ての付議事件について調査を行っておりますので、経過についてご報告申し上げます。

初めに、姫川港の整備促進については、現地調査を行い、その後、第1委員会室にて机上調査を行っております。

行政側からの説明では姫川港の整備促進に当たり、行政、議会及び姫川港整備促進同盟会、姫川港リサイクルポート推進協議会、姫川港利用者協議会等とともに連携し、国土交通省及び県に対し精力的に要望活動を行い、港湾予算の総額確保と海岸侵食対策事業の促進、また、昨年から新規項目としている小型船だまり整備の事業化を要望している。

港湾整備は、おおむね順調に推移し、地方港湾としては北陸地方整備局管内で随一の貨物取扱量を誇り、高い評価を得ている。

緩衝緑地帯の整備も終了し、公害防止協定の一部変更を7月3日付で糸魚川市と明星セメント社で行い、24時間操業のオーケーが出ているところであるが、委員会を開催した8月19日の時点では、岸壁の荷役がスムーズに行われており、24時間操業は行われていない。今後の荷役の混雑状況等を見ながら24時間操業を行う。現状では、多くても月に1回程度となる見込み。24時間操業をする際には、地元寺島区との連絡をとりながら進めていく。

港湾の津波災害の対策について調査したところ、新潟県南西沖地震の際には、荷役岸壁等には最大で50センチから1メートルの越波が見込まれる。姫川港利用者協議会では、ことし3月に姫川港津波警報発令時の対応として、陸側の対応、避難の準備、海側の対応として出航の準備、出航できない場合は、いち早く船をおりて避難する。また、避難人数の確認の手法等を定めている。

電化社では、酢酸やカセイソーダ等の危険物も取り扱っているもので、それら危険な施設については、全て安全に停止すると聞いているが、非常用のディーゼルポンプが水をかぶった場合、使用不能になることから、今後はディーゼルポンプ室への防水扉の設置等を検討していく方針である。

明星セメント社については、積載物に大きな問題はないが、地下に資材を運搬しているベルトコンベヤーがあり、浸水した場合の対策を、今後、検討したいとのことである。県でも非常用のポンプ等が動かないことが想定されることから、検討を始めているなどの説明がありました。

これらに対して、タグボート用の小型船だまり整備事業について、遊漁船の乗りおりに、現在、固定されたクレーン車が2台あるものは締め出していくのかとの質問に対し、現地での説明では、県との協議で利用可能な状態で整備したいとのことでありました。

また、姫川港の多目的利用の面で、ゲートができて釣り人をシャットアウトして事業の安全化と

効率化を図っていることに対し、釣り客等への配慮については地域振興局に要望した際に、現在は大きな工事が進んでいるので、すぐというわけにはいかないが、新潟西港や柏崎の例もあるので、今後、市民に親しまれる港の整備も考えていきたいということを伺っているところであります。

次に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、高規格道路としての取り組みが難しい中で、長野県側では国道バイパスとして雨中地区で事業が始まったが、それと同様に新潟県側でもできないかという要求の中で、西中バイパスが事業化されている。これは規格としては準じているが、取り扱いとしては県道バイパスであるとの説明に対し、路線ルートは最終的に決まったのか。通常であれば、ルートが決まってから工事が始まっていくが、これは特殊な整備の仕方である。その背景には、国も県も高規格道路に対する整備区間昇格への見通しが暗いという要因があるのかとの質問に対し、高規格としてのルート帯案の公表、決定はまだされていない。さまざまな事情を考えたときに県の状況調査の中では、そこにルートを重ねても手戻りは生じないという判断のもとで進められていると理解している。

県の土木部の予算がピーク時の4割という厳しい財政の中で、県としては体力とタイミングの問題ということが必ず言われるが、新幹線開業が大きなタイミングと思われるし、国は県から上がってくれば、前向きに検討したいとのことでは言われている。本来的には高規格として全線整備が望ましいが、新潟県だけではなく、長野県側でも依然として起点が決まっていない状況であり、大きな課題であるが、高規格としての要望は、今後も引き続き続けなければならないと思っているとの答弁がなされ、県が事業化を認めてくれれば、国からの予算も見込むことができる。

新潟県は松本糸魚川の高規格道路には厳しい見解を示しながら、他の高規格道路は工事も着手しているし、これまでの説明では、現在、着手している他の高規格道路が完成したら、次は糸魚川を行うとの順番論もあったように思っていたが、今回の陳情では、そういう順番論もなくなった様子で危機感を募らせている。待つ側にも限界がある。

将来設計や、国や県に対して違う形の要望活動に切りかえないと、結局は新潟県にメリットがないということで、優先順位が上がっていかないと考える。市民を巻き込む形の中で大きなイベントを起こし、新潟県知事、長野県知事の両方を呼んで現地を見てもらうなど、熱意を感じさせる思い切った要望活動をしなければ、とまった針は動かないとの要望、意見がなされております。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大糸線の活性化対策については、冒頭、7月29日に、上越3市議会議長会で新潟県庁とJR東日本新潟支社に行った要望活動の報告をしております。

今まではこうした合同要望は行われていなかったわけですが、共通課題を持って県要望をすべきとの意向を受け、3市議会議長及び特別委員会委員長会議において素案を作成し、3市の議長、特別委員長6名で要望活動を行ったものであります。それらも踏まえて質疑を行いました。

JR東日本新潟支社では、信越本線と北陸本線では対応の仕方も価値観も違う。JR東日本としても「くびき野」の存続については自社路線との接続も含め、今までやってきた責任があるという考え方を示しているが、特急「北越」についてはJR西日本の管轄であり、開業後は、えちごトキめき鉄道の管理になるので、JR東日本としての考え方は示せないとのことでありました。

「北越」の存続については厳しいとの感触であるが、担当課として可能性はどのように考えているのかとの質問に、さまざまな要望の中で「北越」という名前ではないが、糸魚川から新潟方面への優等列車の存続を要望している。「北越」そのものの車両はJR東日本の車両であり、基本的に

金沢から新潟までの優等列車は、糸魚川・上越妙高までは新幹線となり、優等列車の役割は転換するということであり、JR西日本は新潟方面へ向かう優等列車は、JR東日本の考え方になるということである。何度も要望はしてきたが、返答は変わっていないとの答弁がなされております。

また、能生駅前広場での送迎車両の混雑に伴う対応や、新駅設置の調査についての質問のほか、来年3月の新幹線開業と在来線の民間運営がスムーズに行われるのか、運行システムの変更に危険はないか、大糸線の管理や除雪体制が低下することはないのか、列車ダイヤの決定のおくれが在来線のダイヤ編成やバスなどの2次交通網に影響を来たさないのかなど、さまざまな意見、質疑が交わされておりますが、ここでは割愛をさせていただきます。

次に、9月1日に開催した委員会は、8月27日に北陸新幹線開業に伴う運行計画の概要が公表されたことを受け、急遽、開催したものであります。

皆様も報道発表等でご存じのとおり、速達型列車「かがやき」が県内の駅に全く停車しないことや、特急「はくたか」「北越」が廃止となり、代替として新たな特急「しらゆき」の運行が示されたわけではありますが、本来、北陸本線を走っていた特急が、信越本線の新潟・上越妙高駅間5本の運行となり、新潟・糸魚川間の運行は本数ゼロという厳しい結果となっております。快速列車も新潟・新井駅間の運行本数2本に対して、新潟・糸魚川駅間は1本のみであるとの説明の後、質疑を行っております。

今回の発表は、懸念されていたことが最悪の結果で出た厳しい発表であったと思っているが、糸魚川市としては、今後どのようにされるのかとの質疑に、この決定事項については、新幹線開業に向けてのJRとしての基本方針であり、特に優等列車については、新潟への利便性確保に大きな懸念があるので、増便は無理にしても振りかえが可能なのかも含めて、要望していきたいと思っていると答弁に、今回は寝耳に水で、特急「しらゆき」が誕生した。上越妙高始発で、一部、新井駅始発ということで5本、そのほかに快速列車が新井駅始発で2本、対する糸魚川は1本だけである。JRの発表では、「北越」「はくたか」廃止に伴う代替案ということで出ていたが、「北越」も「はくたか」も北陸本線を走っていた。糸魚川駅に停車していた特急であって、代替案にはなっていない。これを容認してしまえば、糸魚川は完全に切り捨てられることにならないのか。

経済性、採算性の問題はともかくとしても、公共交通網としての鉄道の役割はどうなったのか。整備新幹線には新潟県同様、糸魚川市も大きな地元負担を強いられてきた。それなのにディーゼル列車の1両編成が日常的に、そして県土分断が懸念されておりながら新潟までの直通列車は1往復しかない。これについては今後、行政として、どこに対して、どのような要望をやっていくのかとの質疑に、要望先は県及び東日本旅客鉄道株式会社である。また、JR西日本においても新幹線糸魚川駅は、あくまでもJR西日本の管内であり、利便性を高めることは糸魚川の位置づけ、大糸線にもつながるという話はしてきた。そういう中で、こういう結果になったことは不本意であり、新潟県とJR東日本には働きかけをしていかなければいけないと思っている。

快速1本ということについても危惧しているのは、利用者にとっては利便性が悪く、客離れにつながることだ。一旦、客離れが起きたものについては、今までを見ても絶対にふえない。この決定には非常に不満であり、糸魚川市としては受け入れがたく、知事にもその旨を伝えているとの答弁がなされ、2次交通のアクセスが悪いとなると、糸魚川駅の乗降客の数に悪影響を及ぼす。乗りかえ駅としての利便性が低下してしまった。今は上越妙高と同じ15往復という本数であるが、

今後、利用客の減少によっては減らされていく可能性がある。拠点性が失われ、利便性が損なわれた糸魚川に、利用客をどう確保していくのかという新たな大きな問題が出てくると思う。この辺は、えちごトキめき鉄道の列車ダイヤを考える中で、糸魚川・直江津間のえちごトキめき鉄道版の快速という話は、今後の協議の中でやっていけるのかとの質疑に、それでは、えちごトキめき鉄道が対応すればいいという形になっていくことが危惧されるため、えちごトキめき鉄道に利便性のいいダイヤ編成をとという話は、まだすべきでないと思っている。あわせて、糸魚川駅の存在感を示していくこともしなければならない。JRがこの形をとったのは、現状の利用者数の判断によるものと思っている。しかし、新幹線によって西からの玄関口としての役割もあるし、北陸本線は複線であり、効率のよい機能がある。直江津・上越妙高間は単線であり、降雪時は、海岸沿いの北陸本線のほうが、有利であるという話をしているとの答弁がなされております。

そのほか糸魚川の観光戦略を考えたときに、直江津、上越をハブとした観光戦略と、糸魚川の戦略とで差が出た。それがこういう形になったのではないかと感じている。長野から上越妙高、上越妙高がハブとなって新潟へ利便性の高い鉄道がある。佐渡への航路も視野に入れば、糸魚川を外して上越と佐渡を周って新潟から帰るといような、JR東日本の観光プランをつくられてしまった。糸魚川はその陰になってしまったと感じる。そうなった原因は、糸魚川の観光戦略等が、上越に比べて劣っていたのではないかと感じるわけで、これから新潟・糸魚川をふやしたいとすれば、そういうことから見直していく必要があるだろうとの意見も出されております。

委員会といたしましては、今回の北陸新幹線開業に伴う運行計画の概要について、糸魚川駅の拠点性の低下、利便性の低下等が懸念されることから、今後とも国、県及びJR東日本、西日本に強く働きかけていくべきであるとの集約を行っております。

また、この集約を受けて去る9月9日の本会議において、北陸新幹線及び在来線の運行計画に抗議し、新潟県内駅への速達型列車「かがやき」の停車を求める決議が提出され、全会一致で可決されたところでもあります。

今後、その決議も踏まえ上越3市議長会、及びこれまでも連携してきた富山県東部の各議会との連携も含め、市行政とも歩調を合わせた効果的な要望活動を行うこととしております。

以上で、中間報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

#### 日程第4．議案第86号

##### ○議長（樋口英一君）

日程第4、議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

##### ○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

##### ○18番（松尾徹郎君）

委員会審査報告をいたします。

本定例会初日の9月1日において、議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、去る9月16日及び17日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

初めに2款、総務費では、一般管理費職員人件費について、合併後10年を迎え正規職員数100人減を目標にしてきたが、97人減員となっている。正規職員は減っているものの、臨時職員は逆に169人から292人へと123人増となっている。もう少し事務改善をしながら、行政改革に取り組む必要があるのではないかと、今後の方針を伺うとの質疑に対して、状況を見ながら、さらに削減していく予定であり、特に29年度以降については、財政状況、事業の状況を勘案しながら、新たな目標設定をしなければならないと考えている。

行政サービスは維持していかなければならないだけに、職員を単に減員するのではなく、業務内容の整理、また、民間委託、指定管理などを含め職場環境にも配慮しながら、総合的に考えていきたいとの答弁であります。

また、企画財政課関係では、縁結びハッピーコーディネート事業について効果はどうかとの質疑に対して、結婚相談所入会支援事業を始めたきっかけは、幅広い結婚活動をサポートできる施策として行ったものである。まずは3年間、事業を実施し、その効果を検証し、今後の施策を検討していきたいとの答弁であります。

次に、青海地区振興基金の取り扱いについて質疑が交わされました。これについては旧青海町が合併時に積み立てた、青海地域振興のための基金であるにもかかわらず、公民館の改修費用に充てることへの疑問が、その都度、関係議員から出ていたところです。

委員より、今後の取り扱いについて、公民館制度が変わった中で地区集会施設としての維持管理費に充てるなど、地域住民の意見も取り入れながら取り扱うべきである。どのように考えているか

との質疑に対しては、地域からはそのような要望があることは聞いている。担当課は生涯学習課になるが、庁内で今後の取り扱いについて協議をしている。状況を踏まえ、総務文教常任委員会へ説明していきたいとの答弁であります。

そのほか人口減対策としての空き家対策、及び糸魚川駅周辺における土地の有効活用など、委員からさまざまな提案が出されましたが、それらに対する答弁としては、今後、都市計画を含めた中で土地開発基金の活用も考慮し、住民理解を得ながら進めていきたい。

また、国の方も地域再生ということで人口減対策を本格的に取り組むだけに、市としても人口対策、中山間地対策は大きな課題として捉えている。具体的なものは持ち合わせていないが、機構改革を含め、全力で取り組む体制をつくっていかねばならないと思っているとの答弁であります。

そのほか活発に質疑が交わされております。

次に、9款、消防費については、このたび国が発表した津波想定の違いによる今後の対応について、ハザードマップの更新について、また、避難路、避難場所の見直しについても若干の質疑がありましたが、これらにつきましては、国から発表された数字だけでは判断できず、詳細な調査結果を待ちながら、新たな対応をしていきたいとの答弁であります。

次に、10款、教育費においてでは、いじめ不登校対策支援事業等について多くの質疑が交わされましたが、割愛いたします。

以上で、総務文教常任委員会の関係部分について報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に分割付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり原案認定であります。

審査における主な経過について、ご報告いたします。

交流観光課関係の7款では、観光施設管理運営事業の登山道の維持管理と安全対策についての質問に、登山道の管理方式は3地域それぞれで、市のかかわり方も異なっている。課題としては、管理をしてもらっている団体等の高齢化がある。市で対応する安全対策という部分では、注意喚起の看板設置と登山カードの確認などであるが、原則的には、自己責任が重要と思っていると答弁がされました。

観光誘客宣伝事業の広告料に関して、効率的な広告の取り組みについての質問には、各団体と連携をとり、掲載価格を下げるなど効率的な情報発信になるようにしている。また、雑誌等の無料掲載についても、より多く情報発信できるように努めていると答弁がなされました。

次に、ジオパーク推進事業の東京事務所借上料について、全国のジオパークのことよりも、糸魚川をアピールする仕事をメインに行っているかとの質問には、糸魚川の仕事としても東京でのイベント対応や市長随行、東京糸魚川会の対応も行っている。ジオパークに関する全国の対応を行う中

で、マスコミ等の取材でも糸魚川に触れてもらえるといった、目に見えない効果もあると答弁がなされました。

ジオパーク関連事業においては、ほかにもその費用対効果の点で多くの質疑が交わされました。特に、地域への経済効果や交流人口の拡大が見えてこないことから、危機感を持った意見、要望、提言がなされております。

次に、商工農林水産課関係の6款では、6次産業化支援事業について、国の平成27年度の予算概要では、6次産業化に相当力を入れていく。糸魚川市も、この機に重点的な支援事業にして取り組む必要があるのではないかと。実証実験をしても地域に合ったものを取り組んでもらいたいとの質問には、有限会社SKフロンティアでのワサビ栽培についてはモデル的な事業だと思うし、市行政だけでなく、県の地域振興局とも北陸農政局とも連携しながら乗り越えてきた。今後も希望者の声をどのように実現に向けられるかをサポートしながら、取り組んでいきたいと答弁がなされました。

次に、水産業振興費の内水面漁業資源放流事業について、24年度と比較して増額しているが、どのような内容かとの質問には、市内には3つの内水面組合があり、能生と糸魚川が内水面の法律に基づく義務放流であるが、青海地域は義務放流ではない。これまで運営補助金にばらつきがあったが、バランスを欠いていたので、義務放流をしている能生地域の補助金を青海地域と同じレベルまで上げたとの答弁がなされました。

次に、都市整備課関係の2款では、運輸諸費の高速バス確保対策補助金について、平成24年に比べて赤字額が膨れている。利用度、課題等はとの質問には、平成25年度の実績では、営業損益として1,335万2,000円であるが、利用人数が大きく変わったということよりも、ガソリン代の高騰が大きく影響している。バスの老朽化による経費の増加もあると答弁がありました。

次に、ガス水道局関係の4款では、簡易水道統合整備事業、公営化基本計画策定業務委託料に関して、予定どおりに公営化が進められているかとの質問には、水道ビジョンに掲げてある公営化ということで、各地区に入り説明をしてきている。早川等については今年度から始めているし、根知谷については、今年度、地元へ入り説明し、理解を得る中で事業を進めていきたいと考えており、28年度までに申請することによって、補助対象事業として扱われると答弁がなされました。

そのほかにも質疑がありましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る9月11日に審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり起立採決により、原案認定であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

環境生活課関係の環境美化パートナー推進事業では、委員より、不用額の30万円についての質

疑の後、担当より、市内で3人以上で、3回以上活動する団体という規定があり、環境美化に関する活動をしていただいた方に軍手や道具など必要な資材の配布、及び作業看板等の設置を想定した事業であり、25年度の支出はなかったが、26年度は2団体から活動をしていただいているとの答弁がありました。

また、委員からは、市民との協働ということを考えてときに、糸魚川市はその辺が弱いのではないかと。また、行政は市民の理解をいただき、協働で仕事をする必要があると思うがとの質問に対し、市民と協働ということで募集を行い現在は待っている状況であるが、今後はいろいろな団体にこちらから働きかけをし、事業を実施するといった配慮も必要かと思う。この部門だけではなく、市の事業全体の配慮も強化していきたいと思っているとの答弁がなされました。

次に、鳥獣対策事業では、糸魚川市は担い手緊急確保事業に取り組んでいるということだが、全国的に駆除の免許を持っている方の高齢化に伴い、資格者が減ってきている。糸魚川市はこの先、大丈夫なのかとの質問に対し、現在、糸魚川市内で猟友会として活動している方は58名であり、60歳以上の方が67%と高齢化が進んでいるため、担い手確保事業の補助金を利用し、年に一、二名の若い方にも参加していただき、この制度を活用し、猟友会の若返りを図りたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本当に農作物を守るということになれば、商工農林水産課でやる必要があるが、どうして環境生活課に、この問題を押しつけるような格好になっているのか。また、有害鳥獣の個体数を減らすことが必要だと思うが、根本的に市はどのように考えているのかとの質問に、電気柵の設置は農林水産課の担当と理解しているが、国の直接補助であり、市の会計を通らず実際にその仕事を行っている。市の考え方については早急にまとめたいと思う。電気柵については、あくまでも防ぐということなので、箱わなを仕掛けてつかまえるのが一番であり、今後は商工農林水産課と環境生活課と一緒に協議していく必要があるとの答弁がありました。

そのほか外国人生活相談支援事業、公害対策事業、ごみ減量化対策推進事業について、活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の決算認定審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

よろしくをお願いします。

今ほどのご報告の中で、建設産業常任委員長からの報告、ジオパークの活動についての報告のところでございますが、目に見えないところでの効果があるという行政側の報告があったということですけども、この意味をもう少し伺いたいと思います。

これは委員長の言い回しがそうなったのか、それとも行政側は目に見えないところで、それは議会、市民に理解されないところで仕事してるんだというようなことなのか、もう少しその辺の意味

を伺いたいと思います。

○議長（樋口英一君）

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

ジオパークにつきましては多くの議員から質疑がなされてまして、その総論として本質的に交流人口の拡大の数字であるとか、また、経済的な効果の数字的な裏づけがあるとかというところに具体的な答弁がないように受けたものを、私のほうで総論として見えてこないというような表現を使わせていただきました。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

ジオパークの取り組みに関しましては、いい活動ではあるけども、なかなかその効果というのが見えにくいという市民の声が多くございます。したがって、今の委員長報告のところで、私、1つひっかかったわけでありませうけども、やはり仕事は目に見えるようにという形でお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（樋口英一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論させていただきます。

当初予算案の審議の際、私は市民一人一人は何万とある小さな毛細血管と。弱い、声も出せない小さな毛細血管を大事にし合う行政をと訴えました。

今次の決算認定に対しても全く同じであります。経済成長や、あるいは金や勢いを追うことに急いで、急であってよいのか。むしろ少子高齢の社会にあつて、負の部分にこそ目を向けよう、重きを置く行政をと訴えさせていただきたい。

今次決算で私なりに幾つかの事例を拾い上げさせてもらいますと、7款のみならず、多くの費目に目立つジオパーク関連での投入、対して3款、民生費関連の老人対応関連予算の年々の減少、10款、教育費関連の中学1年生全員対象の大学見学に見られる、大学に行きたくてもいけない者への心配りなどがそれであります。これらの動きは、まさに弱い者、小さい者、声を出せない者、重んじられない者をこそ私の訴えに、そぐうものではありません。

よつて、以上、議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

歳入総額は352億6,000万円、歳出総額332億7,000万円で、歳入の款別構成費は、地方交付税26.9%、市税18.0%、国庫支出金15.9%、市債15.4%の順になっております。歳出では、土木費20.0%、民生費16.0%、教育費13.3%、公債費13.1%の順であります。普通建設事業費の割合は26.5%となっております。

平成17年3月19日に市町合併いたしましたがつ、9年経過した時点での決算であります。

平成17年と25年の一般会計を比較いたしますと、歳入で44億円、歳出で42億円の増。歳入の款別割合を単純に差し引きしますと、地方交付税で約7,000万円ふえておりますけれども、割合は3.6%減っております。

市税がマイナス0.9%、国庫支出金がプラス8.7%、市債、プラス5.9%。同様に歳出の款別割合は、土木費のトップは変わらずプラス0.6%、民生費、プラス2.3%、教育費、プラス3.3%、公債費、マイナス3.6%となります。普通建設事業費の割合は、プラス5.3%であります。

起債残高は、一般会計で約40億円ふえて408億5,000万円、特別会計と合わせると約16億円減つて607億7,000万円となっております。一般会計でふえて特別会計を加えると減るのは、特別会計の公共下水道事業と集落排水・浄化槽事業で、この間、約56億円減つてゐることによるものであります。

実質公債費比率は17.1%が13.9%となっております。これらは合併後、さまざまな事業に取り組む中で財政規模が膨らみ、借金がふえた。普通建設事業費の割合が高い傾向は変わらない。地方交付税の真水の部分が減つてゐる。暮らし向けの民生費の割合はふえてゐるが、土木費が一番多い。実質公債費比率は下がつてゐるが、今後、上昇することが予測されてゐるということが言え

るのではないかと思います。地域産業の振興に力を入れ、市民が安心して暮らせるための施策の充実が、一層求められていると考えるものであります。

4款、衛生費では、市民健康増進施設助成補助金として、前年度より10%少ない2,700万円が支出されております。ひすいの湯は平成6年12月にオープンし、平成25年12月で19年が経過したことになります。この間、5億8,000万円の建設費用に加え、建設時のフィットネス施設整備補助金3,000万円を含め6億1,000万円となりますが、19年の間に、7億200万円補助したことになります。当年度まで建設事業費を上回る補助金を出しながら、整合性のとれた基本的な補助の考え方がはっきりしておりませんでした。

虫歯予防事業のフッ素洗口では、日本弁護士連合会が2011年の意見書で、さまざまな問題が認められるとして、集団フッ素洗口塗布の中止を求めています。このような論争中のものを、教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであると考えます。

7款、商工費ですが、スカイパーク振興事業では、約1億3,400万円が支出されております。そのうちシャルマン火打スキー場には、約1億円支出されており、年度でいうと3万1,720人の利用者があったとのこととあります。シーサイドバレースキー場は約7,200万円の管理運営費で、3万2,430人の利用者とのこととあります。両スキー場の管理運営費を合算すると、1億7,200万円であります。今後、施設の維持管理にかかる費用がふえていくことが予想されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、スカイパーク振興事業に対する抜本的対策を講じていくべきと考えますが、まだ十分とは言えません。

10款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で536万円支出されております。8月に4泊5日で、3年生30名が派遣されたとのこととありますが、中学生海外派遣事業は、義務教育段階での取り組みとしてはふさわしいとは思えないものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号、平成25年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分まで。

〈午前10時58分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

日程第5. 議案第87号から同第89号まで、議案第99号から同第108号まで、議案第115号、議案第118号から同第121号まで、陳情第3号、発議第7号及び同第8号

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5、議案第87号から同第89号まで、議案第99号から同第108号まで、議案第115号、議案第118号から同第121号まで、陳情第3号、発議第7号及び同第8号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第7号及び同第8号の説明を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

委員会審査報告をいたします。

本定例会初日に総務文教常任委員会に付託となりました本案について、去る9月16日及び17日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第87号、同第88号、同第89号については原案認定、また、議案第99号から同第108号まで、及び議案第115号、議案第118号から同第121号については、いずれも原案可決であります。また、陳情第3号については採択であります。

初めに、議案第87号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、25年度は、217万5,000円の黒字となっているが、今後、リニューアル工事において多額の整備費をかけるだけに、その分、収益を上げなくてはならない。経営改善をはじめ、収益性をどのように上げていくのかが課題となる。その点についてどのように考えているかとの質疑に対して、リニューアル後の経営計画としては、現在、客室稼働率が、おおむね28%くらいで推移しているが、40%まで引き上げたい。利用者数の増加を図りながら、年間2,000万円程度の収益を出せる施設にできればと考えている。地域発展に寄与できる経営に努めたいとの答弁であります。

また、委員からは、改めて休業期間中の納入業者やスキー場関係者への配慮、また、ほかの宿泊施設との連携を図りながら、関係業者への誘客活動にも力を入れてほしいとの意見が出ております。

次に、議案第88号、平成25年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定では、2,435万7,000円の黒字となっているが、インターネット事業から撤退するというので、今後の決算については黒字を維持できるのかどうか、赤字になった場合の対応についてはどのように考えているのかとの質疑に対して、有線テレビだけになった場合でも、多少、黒字になると考えているが、完全にインターネットサービスが終わる平成29年ごろになると、収支がほぼゼロに近づくと考えており、今後、一、二年の状況を見る中で、値上げも検討していかなければならないとの答弁であります。

なお議案第89号、平成25年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定については、質疑なく認定であります。

次に、議案第99号、同第100号、同第101号、同第102号につきましては、子ども・子育て関連3法により、平成27年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度に係る条例であります。

議案第99号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたもの。議案第100号においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたもの。また、議案第101号については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準。議案第102号については、保育認定に必要な基準を定めたものであります。

この4案は関連がありますので、一括説明の後、一括質疑に入っております。

今回の条例案で注目すべき点は、今まで国から財政支援を受けることができなかった小規模保育所などにも、条件を満たすことにより措置費が受けられるようになる点、また、放課後児童クラブの質の向上を図るため、職員や施設、設備について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなった点であります。

委員からは、細部についての質疑が交わされましたが、報告する事項はありません。

次に、議案第103号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定については、入館料及び分析依頼等手数料の改定であり、特に、今回の主な改定点では、高校生以下は無料化し、また、フォッサマグナミュージアムと長者ヶ原考古館との2館共通入館料の設定等であります。

委員より、今回の改定では高校生以下を無料にするということであるが、それによる減収額は幾らか。また、リニューアルすることにより、入館者増に伴う収入増も考えられるだけに、無料にするということに疑問が残る。すばらしい施設であるだけに、収益面について工夫がほしい。また、誘客するための効果的な宣伝にも心がけてほしいとの質疑、意見に対して、高校生以下を無料にする減収額は、25年度決算で見ると限り167万円程度の減収となる。また、無料にすることにより、より多くの来館者増を図り、県外からの入館誘導など、糸魚川市として交流人口拡大を図りたいと考えているからである。

なお、収益面においてはお土産品の開発、品ぞろえなどを工夫し、新たな商品開発も検討していきたいとの答弁であります。

議案第104号につきましては、質疑なく可決しております。

次に、議案第105号、同第106号、同第107号については、糸魚川市民会館リニューアル工事に関し、建築、電気設備、機械設備工事におけるそれぞれの変更契約の締結であり、関連しておりますので一括説明の後、一括質疑に入っております。

委員より、契約変更による工事金額の増加分については、市が全額負担することになるのか。労務単価上昇分については、実際に賃金として反映されているのかとの質疑に対して、市民会館の場合、合併特例債を活用しているため、起債分の70%分は地方交付税で充当されることになる。また、労務単価上昇分については、対象業者6社からアンケート調査を実施した結果、賃金に反映している企業は5社、また、手当てに反映している企業が1社となっているとの答弁であります。

次に、議案第108号、変更契約の締結については、糸魚川地区公民館改修工事についてであり、これにつきましても国及び県に準じ、新労務単価の特例措置を適用するためのものであり、質疑なく終わっております。

次に、議案第115号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）については、権現荘リニューアル事業を平成27年度までとする債務負担行為1億3,000万円であります。

委員より、2期工事において確認申請が不要となったが、今まで建築設計ではいろいろと問題が起きている。設計内容について外部の確認申請がなくなっただけに、内部の審査が重要になってくる。あらゆる条件を満たしているか、安全指数の高い設計になっているのか、内部審査をしっかりとしていかなければならないと思うがどうか。また、建築確認申請が不要となったことに伴う減額は幾らかとの質疑に対して、都市整備課と十分協議しながら、いろいろな指針に合致するよう十分注意を進める。また、休業期間を短縮する意味で、安全性を確保しながら改築、解体をどのようにしていくか。業者が決まり次第、現地を十分確認しながら協議をしていく。

なお、確認申請不要分については、26万円の減額となるとの答弁であります。

そのほか予算措置そのものに対する反対意見があり、起立採決の結果、賛成多数で可決しております。

次に、議案第118号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第119号は、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この2議案につきましては、一連の不祥事における任命責任、管理監督責任に対する給与改定であり、関連しておりますので一括説明の後、一括質疑に入っております。

委員より、今回の減額は具体的に幾らになるのか。また、たび重なる不祥事の責任として、これはほかとの比較の中で重いものとして捉えてよいのか。一方、能生学校給食センター職員の退職金の取り扱いについて、さらに特別職以外の一般職員の管理監督責任についてはどうなるのかとの質疑に対しては、市長は100分の40で32万1,600円、副市長は100分の30で18万5,400円、教育長は100分の10、6カ月で33万9,000円の減額となる。ほかとの比較においては特別職の減給自体、大変重いものであるが、今までのごみ処理問題、山ノ井保育園の例と比較した場合でも重いものとなっている。

また、能生学校給食センター職員についての行政側の対応としては、退職金返還について第三者委員会を設置し審議することになっている。加えて一般職員に対する処分については、この議案が可決され次第、関係する職員の管理監督責任について処分を行いたいと考えているとの答弁であります。

次に、議案第120号、契約の締結については、能生体育館新築工事についてであり、請負金

額は4億8,978万円であります。これにつきましては、入札制度に対する確認の意味での質疑がありましたが、ほかに質疑はなく終了しております。

議案第121号、契約の締結については、消防救急無線デジタル化工事についてであります。

これにつきましては、現在、糸魚川市消防本部ではアナログ方式の無線を使用しておりますが、電波法改正に伴い平成28年5月31日をもって使用できなくなることから、デジタル無線機器への更新が必要となり、整備工事を行うものであります。

工事の詳細については割愛いたしますが、消防救急デジタル無線設備として、基地局3カ所、また、各署所における無線設備、高機能消防指令システム設備など、約5億1,000万円の整備事業であります。

なお、工事期間は平成26年度、27年度の2カ年を予定しております。

委員より、基地局の管理はどこがするのか、また、無線の移動局23台、携帯無線12台、これはどこに配備されるのか。救急ワークステーションに配備される1台について説明願いたいとの質疑に対しては、管理は消防本部で行い、車載器23台、携帯無線12台は全て消防本部で使用することになる。また、救急ワークステーションの1台については受信設備のみを配置し、救急ワークステーションから出動する救急隊員に出動命令を出す装置である。

一方、別の委員からは、高機能消防指令システム設備の現場画像伝送装置について詳しく説明願いたいとの質疑に対し、ライブ画像を受信する装置であり、消防隊員の持つスマートフォンから画像を伝送し、それを受信する装置である。

なお、専用のスマートフォンを使用し、各部隊長に支給することになるとの答弁であります。

以上で、各議案審査における経過報告を終わります。

次に、陳情第3号、「私学助成の増額を求める意見書」についてご報告いたします。

結果は、お手元配付のとおり、特に意見はなく採択すべきものと決しました。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第7号、及び同第8号について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議第7号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

私立学校は、建学の精神に基づき独自の伝統と教育システムを発展させ、公立高校と同様に重要な役割を担っています。

公立高校の授業料無償化は、平成26年度から世帯収入に応じ就学支援金が支給されておりますが、私学の保護者にとっては、学費負担は以前より軽減されたものの、初年度納入金で平均47万円の負担が残ったままであります。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」「私立学校教育の振興」をうたってはいるものの、私立高校の公費負担は2分の1以下にとどまっています。

よって、政府並びに関係機関においては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、公私格差解消と就学支援金の増額、また、私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法、第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣ほか関係大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第8号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書について説明をいたします。

発議第7号と同じ内容であります。新潟県においても毎年、学費軽減制度の見直し、拡充を図ってきてはいるものの、授業料全額助成の対象は生活保護世帯、市町村民税非課税世帯などに限定されています。公立高校の授業料無償化と比較した場合、私学の保護者負担は、依然として重いものになっております。

よって、新潟県においても教育費負担の公私格差解消と学費軽減制度の拡充、及び私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事に意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

これで、総務文教常任委員会、審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

1点、権現荘の改築、それから確認申請業務のことについて伺いたいと思います。

確認申請が必要なくなったということに伴って、設計の作業等々不用額が26万円という報告があったと思いますけども、実際、確認申請をもし出すとなると、かなりの作業も必要ですし、ただ単に書類を提出するというだけでなく、さまざまな作業が生じるはずであります。そういったものが盛り込まれての契約であったとするならば、それに対しての26万円は、あまりにも少額でないかというふうには私は感じるんですけども、そこを精査しようというような話は委員会の中でありませんでしたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今ほどのご質問にお答えしますが、この26万円は、あくまでもその確認申請書の作成であって、おっしゃるように建設そのものの全体像についてのことについては、当然、工事金額は変わってくるはずですし、その点の質問は委員会ではありませんでした。

○13番（田原 実君）

終わります。

○議長（樋口英一君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第87号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、続いて、議案第115号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件について反対討論をさせていただきます。

なぜ反対か。論拠の1つは官と民、これは今まで何回も言ってきましたけれども、官がやるべきもの、民で動かしてよいもの、その辺の仕分けが明確にされていないまま事は進んでおります。しかも、これが3億円、4億円という膨大な公費、市費支出への道につながっていくわけでありまして、まずは、そこをしっかりとすべきです。

次が統合、一体化問題、対外的ホテル業的な権現荘と、対内的福祉施設的な温泉センターという全く性格の違う兩者をごっちゃにしての対応、私に言わせますと、単に事務处理的とも言える手法に流されるべきではない。

その3つが、補助金対応問題です。これはかつて民間導入という動きが市側からの働きかけもあって、市民サイドからなされました。それがしばんでしまいました。主因は一言で言えば補助金の縛り対応という、いわば行政執行上の事情や都合によるものでありました。これなどは、まさに当問題の根っこが、しかと定まっていないことを証明する如実な事例であります。

その4として、指定管理者制度問題。当該制度についての問題点というか課題が、随所で指摘、露呈されております。これらの足元を明確にさせることが先決、その上で本件に対応すべきです。

その5、民意、民業、これも言われてまいりましたが、柵口温泉センターの権現荘への統合、一体化に対しては1,000人近い市民からの、そうすべきでないという趣旨の強い意思表示の署名活動がありました。さらに温泉センターとしての存続への請願も出され、それが継続審査事案になったという事実も残っております。

一方、権現荘そのものに限って言えば、民業圧迫というか、民業のあり方をめぐっての市のやり方、あり方に対する申し入れ、要請という動きもありました。これらの動きは、民意、民業にどう行政が対応すべきかを市民そのものが市に向かって問いかける極めて大きな根っこ、足元の課題です。この問題、市は慎重かつ誠実に対応すべきです。

いま1つ、お上のやることに文句を言うこと自体がはばかれるという空気が、私たち民の側にあります。しかもそこには地域のためにやるのだ、活性化のためにやるのだ、市民のためにやるのだという通りのいい、正面切って文句を差し挟みにくい、物も言いにくいという極めて立派な理由、あるいは理屈があります。

こうなると金、権限、情報などにわたって格段の違いがあるお上、つまり市に対して、一人一人では弱い民、つまり市民、おかしいと言うことさえおもんばかってしまいます。私たち行政執行を

進める場合、そういった根っこ、足元へ目を向け、それこそおもんばからなければならない。大きな大事なことだと強く訴えさせていただきます。

以上、一年中の市の金、市民の金をどう使ったのか、あるいはどう使うべきだったのかを検証する決算認定という場、機会だからこそ訴えさせていただきました。

ということで、以上、議案第87号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論とさせていただきます。

続きまして、議案第115号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）を反対の立場から討論させていただきます。

本件に関連しては、今ほどの議案第87号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてでも触れさせていただきました。ということで、このことをもって当案件についての反対理由とさせていただきます。

以上、議案第115号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

議案第87号、同第99号、同第100号、同第101号、同第102号、同第115号に対する反対討論を行います。

議案第87号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。昨年の12月定例会の補正予算（第1号）において、債務負担行為で柵口温泉改修事業として平成25年度から26年度まで、限度額3,600万円が計上されております。大改修の実施設計費用ということでありました。この中には権現荘に温泉センターが統合されるという内容も含まれております。

私は本館開館から26年経過し、この間、新館、別館と建設してきたけれども、バブルのころと大きく社会経済状況が変わり、旅館を取り巻く環境は非常に厳しくなっていること。このような中にあるからこそ、公でやるべきこと、民間でやるべきことの区分けをしっかりとしておく必要があること。地域で競合する宿泊部門から手を引いたらどうかということ。直営から指定管理に移行した後、速やかに民間に移譲すべきではないかということ述べさせていただきました。私は社会経済状況が大きく変わり、市町村が旅館を経営する時代ではなくなっているのではないかと思います。

一方、温泉センターは、市民の健康づくりのためにも公共的な役割を果たす施設としてしっかりと位置づけ、存続させる必要があるのではないかと考えます。権現荘に統合されることにより、使用料収入をあてにされるだけの役割にされてしまうのではないかと危惧するものであります。

以上の点から、本案に反対するものであります。

議案第99号、同第100号、同第101号、同第102号は、子ども・子育て支援新制度に関

連する条例であります。

子ども・子育て支援新制度は、厚生労働省が2000年（平成12年）の介護保険、2006年（平成18年）の障害者自立支援法と変えてきた流れの中にあると考えます。障害者自立支援法は昨年4月より、障害者総合支援法に変わっております。

このような流れの中にあると考えるものでありますが、現在、全国の保育施設の状況は、認可保育所が約2万4,000カ所、約230万人の子供、認可外保育施設で届け出制が約7,000カ所、18万人の子供、届け出対象外、約4,000カ所、6万人の子供、幼稚園、約1万3,000カ所、約160万人、認定こども園、1,000カ所と言われております。社会経済状況が反映していると思いますが、近年の傾向として保育園児数がふえて、幼稚園児数が減っているとのことであります。

このような中で、大都市部の待機児童の解消、保育需要の増大に機動的に対応できることを名目に、保育の市場化を目指し、2012年（平成24年）8月に子ども・子育て支援法が制定され、同時に、児童福祉法第24条で、市町村の保育実施責任を定めた1項の次に、2項で、市町村により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとしました。これは1項の市町村の保育実施責任を、2項で必要な保育を確保するための措置とすることで、大きく後退させる内容となっているものであります。その上で、社会福祉法人、学校法人以外のものに対しても認可するよう認可制度を緩和しているものであります。

全体の流れとしては、このようなものでありますが、大都市部と違い人口減少が進む地域においては、児童数の減少も進んでおり、次世代を担う子供たちへの市町村の役割、責任は、ますます大きくならざるを得ないと思います。また、経済的な不安定な若い子育て世代がふえる中では、いかに子供たちを健やかに育てる施設や地域をつくり、安定的に維持していくかが大事になってまいります。けれども新制度は、公の責任で待機児童の解消を目指すのではなく、逆に、保育の市場化という形で進めようとしているものであります。これは次世代を担う子供たちの保育格差をさらに拡大させ、不安定にしていくことにもなりかねないものであります。

新制度では、支給認定保護者と施設事業者との直接契約が基本となっております。介護保険と同様に、利用者個人に補助金を給付するという考え方であります。このような考え方で運用されるので、法定代理受領の仕組みを含め、公的保育の概念が大きく崩されてしまうという問題があります。現在の委託費は、保育事業以外には使えないという用途制限がかけられておりますが、新制度では、保育事業で得た収益を他へ流出させることも可能であります。

議案第99号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、施設事業者による保育料以外の上乗せ徴収や実費徴収を認めておりますが、保育料以外の費用は保育の平等性、子供の保育を受ける権利を考えれば、法定価格に含めるべきではないかと思えます。

議案第100号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、職員資格の緩和による保育格差、給食の外部搬入を認めることによる離乳食やアレルギー食の点で不安が残るものであります。また、夜間の1人保育についても不安が出されております。

議案第102号、糸魚川市保育実施条例の制定は、子ども・子育て支援新制度に基づくものであ

ります。

議案第101号、糸魚川市放課後児童健全保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、これまでより開設時間が短縮されていること、定員が30人から40人に拡大されていること等、利用者にとっては不便になります。

現在、開設されているところは、今よりサービスの低下に歯どめがかけられておりますが、新規の事業者の場合、後退ということにもなりかねないものであります。

以上のことから、議案第99号、同第100号、同第101号、同第102号について反対するものであります。

次に、議案第115号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。権現荘のリニューアル事業にかかわる平成26年度から平成27年度までの債務負担行為1億3,000万円が計上されております。

権現荘は4億円近いリニューアル事業で温泉センターを統合し、開業後は2年間の市直営、その後の指定管理が決められておりますが、厳しい社会経済状況の中では市は旅館経営から手を引き、民間に任せたいほうがよいのではないかと考えます。柵口温泉全体を考えるのであれば、地域内の環境整備と民間施設への支援に力を入れたらどうかと考えるものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第7号及び同第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第87号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第88号、平成25年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号、平成25年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第99号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

+

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、糸魚川市保育実施条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、上越地区広域視聴覚教育協議会規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号、変更契約の締結について（糸魚川市民会館リニューアル（建築）工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、変更契約の締結について（糸魚川市民会館リニューアル（電気設備）工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、変更契約の締結について（糸魚川市民会館リニューアル（機械設備）工

+

事)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、変更契約の締結について（糸魚川地区公民館改築工事（建築））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

+

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、契約の締結について（能生体育館新築工事（建築））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、契約の締結について（消防救急無線デジタル化工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第7号及び同第8号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第7号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第8号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第3号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

ここで13時まで、昼食時限のため休憩いたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後 1時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き、午前中に引き続き会議を開きます。

日程第6．議案第90号から同第94号まで、議案第109号及び同第110号

○議長（樋口英一君）

日程第6、議案第90号から同第94号まで、議案第109号及び同第110号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり、各議案について原案認定及び可決であります。

審査における主な内容として、議案第90号、平成25年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、浦本地区の下水道接続率は、9月1日現在では59.7%で、今後も直接訪問、地域の懇談会等の機会を利用して、接続するように勧奨していきたいと答弁がなされました。

また、議案第93号、平成25年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分については、今後の人口減少に伴う売り上げの減少と、施設維持管理費の増加の見込みについての質問に、給水量が今後伸びる見込みは薄く、反面、維持費は増加していくと考えており、遠い将来に向かっては、料金体系も考えるところが出てくるかもしれないが、当面、内部で維持管理費の縮減の努力を続けていきたいと答弁がなされております。

そのほかに若干の質疑がありましたが、割愛をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号、平成25年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第91号、平成25年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第92号、平成25年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第93号、平成25年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第94号、平成25年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第109号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、変更契約の締結について（北陸新幹線糸魚川駅高架下施設整備工事（建

+

案) ) を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第95号から同第98号まで、議案第111号から同第113号まで、  
議案第116号及び同第117号

○議長（樋口英一君）

日程第7、議案第95号から同第98号まで、議案第111号から同第113号まで、議案第116号及び同第117号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました関係部分の審査につきましては、9月11日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定及び可決であります。

まず、議案第95号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、保険給付費の一般被保険者療養給付費と退職被保険者療養給付費では、一般のほうは前年度からふえ、退職被保険者のほうは減っていると思うが、これはどうなっているのかとの質問に対し、退職被保険者のほうは25年度、1人当たりの受診率の減に伴う費用額の減であり、一般受診率はさほど変わらないが、1件当たりの治療費が上がってきているということで、費用額が増になっているものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、特定健診で一番大事なことは、異常が見つかるか見つからないかである。特定健診は無料だが、再検は費用がかかるということで、せっかく通知をもらいながら受診しない人が多くいるが、今後は、それを推進する方法を考えなくてはならない。そういうところにも、もう少し補助金をふやし、再検を促すようにする必要があると思う。再検せずに病気になれば、特定健診の意味がないと思うがとの質問に対し、特定健診の再検者の方で、特に医療機関にかかっていない人を中心に必ず受診に行ってくださいよう、医療機関に出していただく手紙を結果と一緒に送っている。

25年度は、結果が戻ってきたものが500通から600通くらいあり、3分の1から4分の1の方については、確実に受診されたという結果をいただいている。また、市では連絡の来ていな

い方で、特に値の悪かった方を中心にピックアップし、その方々についての指導は行っているとの答弁がありました。

次に、議案第98号、平成25年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、2次予防について25年の予算を見ると、相当、力強くやるという予算が盛りれていたが、実際には転倒骨折など、予算から見るとかなり下回っている感じがするが、中身はどうかとの質問に対し、1次予防、2次予防のほうは、25年度も力を入れて行こうということで予算化し、回数をふやしたが、講師やスタッフが急用で出られなくなったときに、かわりの専門職が確保できず、市の職員で対応してきた。そのようなことが今回多く、不用残が出たという状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第111号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、起立採決の結果、可決することに決しました。

そのほかの議案については特段の質疑もなく、可決することと決しました。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第97号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論させていただきます。

当案件については、その都度、主張させてもらっておりますように、廃止、見直し、是正を目指して取り組んでいくべきものと考えます。

以上、議案第97号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

議案第111号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。  
地方税法等の一部改正による法人市民税、法人税割の税率14.7%を12.1%に引き下げることと、軽自動車税の税額を引き上げる内容であります。

法人税割の税率を引き下げるということは、所得の多い大企業ほど恩恵を受けるということでもあります。推定される減額分4,700万円は、地方交付税で補てんされるということですが、いつまでも補てんされるという保障はありません。

一方、軽自動車税は、50CC以下のバイクは1,000円が2,000円に、四輪自家用乗用車は7,200円が1万800円に値上げされる等であります。

もうかっている企業は減税し市民の税負担をふやす、このようなやり方には反対であります。  
以上です。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました

次に、議案第96号、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第97号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第98号、平成25年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第111号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、平成26年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、平成26年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第114号

○議長（樋口英一君）

日程第8、議案第114号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

本定例会において、議案第114号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、去る9月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付のとおり原案可決であります。

主な内容についてご報告いたします。

初めに、10款、教育費1項1目、教育委員会費、いじめ対策事業について質疑が交わされました。

委員より、教育委員会の定例会が形骸化しているのではないかと。現状の教育現場で起きている事態についても、しっかりと定例会で取り上げていただきたい。また、教育委員会に報告が上がってくる前に、もっと学校内における教職員のコミュニケーションを十分取るべきであるとの意見に対して、このような事案を起こしてしまったことについては深く反省している。今後、このようなことがないように、校長会を通じて指導していく。教育委員会の定例会についても学校と連絡を密にしながら、現場の問題点について十分話し合い、きめ細かい報告を心がけたいとの答弁であります。

次に、生涯学習課所管における、B&G能生海洋センタープール改修工事1,700万円についてであります。

これにつきましては、先日の所管事項調査報告でも取り上げ報告したとおりであります。審査に入る前に現場を確認してまいりました。

委員より、今回、B&G財団に補助申請をしたが、東北大震災等の関係により採択されず、市が

単独で改修工事に当たることになったわけだが、今後はB & Gとの関係がなくなり、その都度、糸魚川市が全額負担しなければならないのかとの質疑に対して、今回の場合は、あくまでも東北大震災等の関係上、やむを得なかった。今後の改修時においては、引き続き補助の対象になるものと考えたとの答弁であります。

また、工事着手前の調査の甘さや、計画段階での提案の仕方など、再三にわたり厳しい意見が出ております。それに対して今回の場合は、業者から見積もりを取った上での工事発注ではなく、あくまでも市のほうで箇所数を決め、設計書を組んだものであり、責任は行政側にある。

したがって、今後このようなことがないように、詳細調査と工事施工と一緒に発注するのではなく、事前調査を十分に行った上で、工事発注しなければならなかったと強く反省している。今までどおりの屋内プールの形態で、なるべく早く再開できるよう承認願いたいとの答弁であります。

その他、これに関して活発に質疑が交わされましたが、重複いたしますので割愛いたします。

以上で、総務文教常任委員会関係部分について審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に分割付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な内容についてご報告いたします。

交流観光課関係の観光施設管理運営事業の消耗品費は、月不見の池の濁りどめの薬剤購入費用であり、腐植粉と言って、落ち葉等の有機物を利用したものを、ことしの秋に試験的に投入して、来年の春に浄化される作用を見たいというものであります。

次に、東京糸魚川会60周年記念事業補助金については、来年3月7日に開催される新幹線糸魚川駅開業を祝う集いへ、糸魚川から参加するバス4台程度の借上げのための経費であるとのことであります。

次に、新幹線開業期観光促進事業のアプリの作成業務委託については、現在、運用されているぐり糸魚川に、食も含めて連動させるように、新幹線開業の3月までにはスタートできるよう考えているとのことであります。

また、観光誘客宣伝事業と新幹線開業期観光促進事業についての広告料に関する要望として、今はインターネットを使った動画配信が無料で行われるようになっており、アイドルグループの歌を踊ることによって、自治体等が地元の観光地などを背景に踊りながら配信する取り組みがある。ちまたでは子供たちに妖怪ウォッチというアニメ、ゲームが大盛況で、65億円ぐらいの経済効果を出しているが、その中でようかい体操第一というのがあり、その体操を観光地などで踊ったものを動画配信していくことは無料でできるので、著作権にかかわらない部分で、できる範囲でそういった動画配信を行い、糸魚川の知名度を上げる取り組みを研究してもらいたいとの提言がなされてお

ります。

次に、商工農林水産課関係では、ふるさとの木の家づくり事業補助金の効果について、申し込み件数が9棟、木材の使用量で約165立方メートルであり、購入費が約1,300万円なので、材としては経済効果が出ているとのこととあります。この補助金については、2年連続で増額補正していることから、来年度予算では当初からの十分な予算措置の要望もあったところとあります。

また、6次産業化支援事業については、上早川地区での雪室の取り組みについて、昨年度は工事用のコルゲード管というものを使って実証し、雪室に貯蔵したところ酒やジャガイモなどは、甘味、香りが増し、まるやかになったという効果が認められたということとあり、今年度については、雪にも耐えられるものをつくっていききたいという要望があり、対応するというものであります。

このほかにも若干の質疑がありましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

本定例会初日に、議案第114号、糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る9月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

まず、福祉事務所関係の地域支え合い体制づくり事業では、委員からは、認知症カフェの整備準備に対する補正であるが、具体的にはどこが引き受けたのかとの質問に対し、青海地域のひすい福祉会ケアセンターおうみ、須沢の玉成会小規模多機能ホームおまかせじよんのび、糸魚川地域の特別養護老人ホームみやまの里、奴奈川福祉会のグループホームうみかわの4カ所であるとの答弁がなされました。

その後、委員からは、認知症の関係者の方々とのようにしていくのか、具体的な話し合いを行い、連携をとっているのかとの質問に、各事業所の利用者やご家族の交流から始めていき、その後、地域に開かれた認知症カフェにしていくために、まず、ご家族から理解していただいてから、地域に認知症カフェの周知をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、健康増進課関係の災害時医薬品等備蓄事業は、安定ヨウ素剤の使用期限が本年度末で切れることや、県が40歳以上も対象としたことから、当市においても40歳以上の方の安定ヨウ素剤を備蓄するとの説明の後、委員から、ヨードは甲状腺にたまるものであり、飽和状態の場合は必要がないため、甲状腺にヨードがたまっている人は飲んでも意味がないと思うが、そういう人にも配るのか。もう少し研究する必要があるのではとの質疑に対し、事故が起き、放射性ヨウ素を取り込むと非常に体に影響が出る。現状で、各個人がどれだけヨウ素を十分とっているかわからないため、国では危険な場所にいる方、全員に飲んでいただくということで、市に備蓄をするようにということとあり、実際の使用については国や県から指示が出ると思っている。その指示に従って、速やか

に市民の安全を守る対応を取る必要があると思っっているとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第114号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．発議第9号

○議長（樋口英一君）

次に、日程第9、発議第9号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉木 勇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉木議員。〔2番 斉木 勇君登壇〕

○2番（斉木 勇君）

発議第9号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書についてご説明をさせていただきます。

公益社団法人糸魚川市シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体であり、定年退職者その他の高年齢退職者等の多様な就業ニーズに応じて、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保し、提供しております。

このことは、高齢者の健康の維持や生きがいの充実、地域社会の活性化、医療費、介護費用の縮減等にも大きく寄与しております。

しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けなどによる国庫補助金の大幅削減に伴い、事業運営は苦境に陥り、中には解散せざるを得ないとするシルバー人材センターもあり、危機的な状況がみられます。

一方、糸魚川市は更なる高齢化の進展が確実であり、加えて団塊の世代が65歳を迎えているこ

とから、生活の安定を求めてシルバー人材センターを通じた就業を希望する高齢者が、今後、さらに増加すると見込まれており、センターへの期待はますます高まることが予想されております。

よって、国におかれましては、少子高齢化時代における活力ある地域社会の実現のため、高齢者の社会参加促進に向けたシルバー人材センター事業の更なる支援拡充が行われることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（樋口英一君）

日程第10、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び

調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成26年第3回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月1日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

1点目に、糸魚川駅及び駅周辺整備に対する寄附について、ご報告申し上げます。

電気化学工業株式会社から、創立100周年記念事業の地域貢献事業といたしまして1,100万円をご寄附いただきました。糸魚川駅総合案内看板のほか、駅及び駅周辺整備事業に活用させていただきたいと考えております。

多額のご寄附をいただいたことに深く感謝し、お礼を申し上げる次第であります。

2点目に、糸魚川東中学校の竣工式について、ご報告申し上げます。

去る9月20日に、学校創立20周年記念事業とあわせて竣工式を挙行いたしました。同校の竣工により市内の小・中学校、全ての耐震化工事が完了したものであります。

これまでの関係各位の絶大なるご理解とご協力、そしてご支援に対して改めて感謝を申し上げます。

3点目に、JR西日本及び東日本への要望について、ご報告申し上げます。

去る9月18日にJR西日本本社とJR東日本本社に対し、県と沿線3市で北陸新幹線の運行等に関する要望を行いました。

要望内容は、

1. 「かがやき」の県内駅の停車について。
2. 県内と東京駅間で「はくたか」の最大限の速達性の確保と早朝及び夜間のダイヤ設定について。
3. 「あさま」と「つるぎ」の県内延伸について。
4. 新潟と関西、北陸方面を結ぶ優等列車の多様な運行タイプの充実について。
5. フリーゲージトレインによる大阪までの早期全通についてであります。

今後も、糸魚川駅のさらなる利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

4点目に、日本海における津波断層モデルの公表への対応について、ご報告申し上げます。

去る8月26日に国が、日本海における津波断層モデルによる概算の津波高を公表し、これまでの県の想定を上回る津波高が報道されております。

県では、27年度に再調査を行うことといたしてありまして、当市といたしましては、県の詳細な調査結果を受け、ハザードマップを修正することといたしてあります。

引き続き、地点ごとの想定津波高など国の調査データの情報収集に努め、随時、市民の皆様にお知らせをしてまいります。

以上、4点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成26年12月市議会定例会の招集日を、12月1日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（樋口英一君）

これもちまして、平成26年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

〈午後1時41分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員